

【別紙1:公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和3年4月1日	法人コード	A004366
	至	令和4年3月31日	法人名	公益財団法人茨城県栽培漁業協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人茨城県栽培漁業協会		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	栽培漁業の推進に関する事業を行い、水産資源の増大を図ることにより、水産物の安定供給と地域社会の発展に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	茨城県	鹿嶋市大字平井2287番地	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数(公益社団法人のみ)		人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあっては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	192,209,739 円		192,705,416 円
収入>費用の場合の対応			

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		97.7 %
①	公益実施費用額	192,705,416 円
②	収益等実施費用額	0 円
③	管理運営費用額	4,459,655 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	11,806,051 円	うち個人から	11,806,051 円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	191,156 円
-------------	-----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	277,385,745 円	負債額	57,197,900 円
		正味財産額	220,187,845 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	192,705,416 円
遊休財産額	51,857,425 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		112,599,919 円
①	公益目的増減差額	△ 24,223,040 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	136,822,959 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	5,043,335 円
(うち、退職手当の額)	0 円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。